（株式会社海外需要開拓支援機構法の一部改正）

第百八条　株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第百九条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表第二百一条第三項の項中「第七百九十六条第三項」を「第七百九十六条第二項」に改め、同条第三項中「第七百九十六条第三項及び第四項」を「第七百九十六条第二項及び第三項」に改め、同項の表第七百九十六条第三項各号列記以外の部分の項中「第七百九十六条第三項各号列記以外の部分」を「第七百九十六条第二項各号列記以外の部分」に、「第一項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同表第七百九十六条第三項第一号の項中「第七百九十六条第二項第一号」を「第七百九十六条第三項第二号」に改め、同表第七百九十六条第四項の項中「第七百九十六条第四項」を「第七百九十六条第三項」に改め、同表第七百九十七条第六項の項中「第七百九十七条第六項」の下に「及び第七項」を加え、同表第七百九十七条第七項の項中「第七百九十七条第七項」を「第七百九十七条第八項」に改め、同表第七百九十八条第四項の項中「第七百九十八条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5　社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合」とあるのは「産業競争力強化法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条第一項の表第百七十二条第一項の項を次のように改める。

第百七十二条第一項	次に掲げる株主	全ての株主

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十二条第二項第一号中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第百五十三条中「第七百九十七条第三項若しくは」を「第七百九十七条第三項又は」に改め、「又は第三十五条第二項において読み替えて準用する同法第百六十九条第三項若しくは第四項の規定」を削る。

（産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置）

第百十条　施行日前に前条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下この条において「旧競争力強化法」という。）第二十四条第一項の主務大臣の認定（旧競争力強化法第二十五条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画（次項において「施行日前認定計画」という。）に従って行われる旧競争力強化法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分については、なお従前の例による。

2　施行日前認定計画に従って行われる旧競争力強化法第三十五条第一項の規定による定款の変更及び全部取得条項付種類株式の全部の取得については、なお従前の例による。

第十章　国土交通省関係

（港湾法及び公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第百十一条　次に掲げる法律の規定中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第七項第一号

二　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第四条第一項第四号

（内航海運組合法の一部改正）

第百十二条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「公告し」と」の下に「、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「内航海運組合法第五十五条において準用する同法第三十五条第五項」と」を加える。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第百十三条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改め、同項第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律等の一部改正）

第百十四条　次に掲げる法律の規定中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

一　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第六条

二　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第十三条

三　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）第五条

四　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第十条

五　高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第九条

六　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十一条